

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害児福祉手当等支給事務に係る特定個人情報保護評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県は、障害児福祉手当等支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県知事

公表日

令和5年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児福祉手当等支給事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律により、在宅の重度障害者に対し、その重度の障害のために生じる経済的、精神的な負担軽減の一助として障害児福祉手当、特別障害者手当若しくは福祉手当(旧法)を支給する。 受給資格者本人や配偶者、あるいは扶養義務者の所得によっては支給が制限されるため、町村で受付と本人確認を行った申請について、世帯の状況や所得についての照会を情報提供ネットワークシステムを通じて行い、支給の可否について審査を行う。 障害児福祉手当等の支給に関する情報は情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。
③システムの名称	特別障害者手当等支給事務データベース、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児福祉手当等受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番47
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番67、68、69及び85(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二項番9、12、15、19、26、56の2、87、110、120(情報提供)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害者福祉推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	埼玉県東部中央福祉事務所 春日部市大沼1-76 048-737-2132 埼玉県西部福祉事務所 坂戸市石井2327-1 049-283-6780 埼玉県北部福祉事務所 本庄市前原1-8-12 0495-22-0101 埼玉県秩父福祉事務所 秩父市桜木町8-18 0494-22-6228
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	埼玉県東部中央福祉事務所 春日部市大沼1-76 048-737-2132 埼玉県西部福祉事務所 坂戸市石井2327-1 049-283-6780 埼玉県北部福祉事務所 本庄市前原1-8-12 0495-22-0101 埼玉県秩父福祉事務所 秩父市桜木町8-18 0494-22-6228

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	特別障害者手当支給事務データベース	特別障害者手当等支給事務データベース	事後	
平成28年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番47	番号法第9条第1項 別表第一項番47 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条	事後	
平成28年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番67及び68(情報照会)、19、26、56の2及び87(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番67及び68(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	事後	
平成28年2月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月1日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	
平成28年2月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月1日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	
平成29年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番67及び68(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番19、26、56の2及び87(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19、30、44条(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番67及び68(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番19、26、56の2及び87(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条の2、第19、30、44条(情報提供)	事後	
平成29年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 加藤 誠	課長 荻原 和代	事後	
平成29年3月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月1日 時点	平成28年12月31日 時点	事後	
平成29年3月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月1日 時点	平成28年12月31日 時点	事後	
平成30年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番67及び68(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番19、26、56の2及び87(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条の2、第19、30、44条(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番67、68及び85(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2及び第43条の3の2(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番19、26、56の2及び87(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条の2、第19、30、44条(情報提供)	事後	
平成30年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 荻原 和代	課長 根岸 章王	事後	
平成30年3月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年12月31日 時点	平成30年2月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年12月31日 時点	平成30年2月1日 時点	事後	
平成31年3月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 根岸 章王	課長	事後	
平成31年3月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番67、68及び85(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2及び第43条の3の2(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番19、26、56の2及び87(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条の2、第19、30、44条(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番67、68及び85(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2及び第43条の3の2(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番9、12、15、19、26、56の2、87、110、119(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3(情報提供)	事後	
平成31年3月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年2月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年3月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年3月21日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年3月28日	IV リスク対策		新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	
令和2年3月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年2月1日時点	令和1年7月31日時点	事後	
令和2年3月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年2月1日時点	令和1年7月31日時点	事後	
令和3年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番67、68及び85(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2及び第43条の3の2(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番9、12、15、19、26、56の2、87、110、119(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番67、68、69及び85(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2及び第43条の3の2(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番9、12、15、19、26、56の2、87、110、120(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3(情報提供)	事後	項番修正
令和3年3月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和1年7月31日時点	令和3年1月31日時点	事後	時点修正
令和3年3月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年7月31日時点	令和3年1月31日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	I 関連情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番47 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条	番号法第9条第1項 別表第一項番47	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番67、68、69及び85(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2及び第43条の3の2(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番9、12、15、19、26、56の2、87、110、120(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3(情報提供)	番号法第19条第8号 別表第二項番67、68、69及び85(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二項番9、12、15、19、26、56の2、87、110、120(情報提供)	事後	番号法の改正 及び 「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年1月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年12月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年1月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和5年1月4日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	時点修正
令和5年1月4日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	時点修正